

## 資料編

---

- ◇八王子市国民保護対策本部及び緊急対処事態  
対策本部条例
- ◇八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する  
交付要綱
- ◇八王子市国民保護協議会条例
- ◇八王子市国民保護協議会委員名簿
- ◇武力攻撃事態等における国民の保護のための  
措置に関する法律による救援の程度及び方法  
の基準
- ◇武力攻撃事態等における安否情報の収集及び  
報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の  
手続その他の必要な事項を定める省令
- ◇動物の保護等に関して地方公共団体が配慮す  
べき事項についての基本的な考え方
- ◇国民保護関連協定締結先一覧
- ◇市内の緊急一時避難施設の指定状況



# 八王子市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日

条例第17号

## (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、八王子市国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び八王子市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

- 第2条 八王子市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、保護本部の事務を総括する。
- 2 八王子市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、保護本部の事務を整理する。
- 3 八王子市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。
- 4 保護本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員から市長が任命する。

## (会議)

- 第3条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

## (部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、保護本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

## (国民保護現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

## (雑則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

## (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、八王子市緊急対処事態対策本部について準用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、八王子市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

### (交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る業務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第2号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（第1号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第2号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

### (腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

### (旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

### (訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（第4号様式）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)


第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 八王子市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、生活安全部防災課が行うものとする。

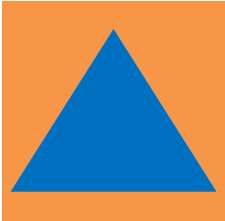
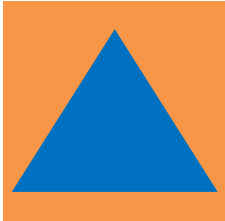
附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。                  ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。                  ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下の隅に付する。                  （例：八王子市 1）</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

表面

	八王子市長 The Mayor of Hachioji	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名／Name .....		
生年月日／Date of birth .....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> .....		
交付等の年月日／Date of issue .....		
証明書番号／No. of card .....		
許可権者の署名／Signature of issuing authority		
有効期間の満了日／Date of expiry .....		

## 裏面

身長／Height .....cm	眼の色／Eyes .....	頭髪の色／Hair .....
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or Information :  血液型／Blood type ..... ..... .....		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A7（横 74mm、縦 105 mm）とする。

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

八王子市長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) ..... (ローマ字) .....	生年月日(西暦) .....年 月 日	
申請者の連絡先 住所 〒..... ..... 電話番号 .....		写 真 縦4×横3cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身長 ..... cm      眼の色 ..... 頭髪の色 .....      血液型 ..... (Rh因子.....)		
標章を使用する衣服、場所、車両、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）		
※（許可権者使用欄） 資格 ..... 証明書番号 .....      交付等の年月日 ..... 有効期間の満了日 .....      返納日 .....		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

第2号様式 (第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髮の 色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例)1	国民 太郎	Kokumin Taro	1975/6/18	八王子市職員	2015/4/1	2017/3/31	170	茶	黒	A(Rh+)		帽子、衣服用	2016/3/31	防災課
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

特殊標章再交付申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

- 1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号
- 2 紛失（破損等）年月日
- 3 紛失の状況（破損等の理由）
- 4 その他必要な事項

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
八王子市長 殿	
申請者	住 所 _____
	電 話 _____
	氏 名 _____ 印
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

# 八王子市国民保護協議会条例

平成18年3月28日  
条例第18号

## (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、八王子市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、60人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 八王子市国民保護協議会委員名簿

No.	機関名・役職
会長	八王子市長
1	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所 事務所長
2	財務省関東財務局東京財務事務所立川出張所 所長
3	陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊 大隊長
4	東京都南多摩西部建設事務所 所長
5	東京都水道局多摩水道改革推進本部多摩給水管理事務所八王子給水事務所 八王子給水事務所長
6	警視庁第九方面本部長
7	警視庁八王子警察署長
8	警視庁高尾警察署長
9	警視庁南大沢警察署長
10	東京消防庁第九消防方面本部 本部長
11	東京消防庁八王子消防署 消防署長
12	八王子市消防団 団長
13	八王子商工会議所 会頭
14	八王子市町会自治会連合会 会長
15	一般社団法人 八王子市医師会 理事
16	一般社団法人 八王子薬剤師会 常務理事
17	公益社団法人 東京都八南歯科医師会 八王子支部長
18	東京都看護協会 東京医科大学八王子医療センター 看護部長
19	東京都助産師会八南分会 会長
20	八王子管理栄養士の会 ダイエタリーフレンズ 会長
21	日本郵便株式会社 八王子郵便局 局長
22	NTT 東日本株式会社 東京事業部 東京西支店 支店長
23	東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社 総支社長
24	東京ガス株式会社 東京西支店 支店長
25	一般社団法人 東京都 LP ガス協会 八王子支部 顧問
26	東日本旅客鉄道株式会社 八王子統括センター 八王子駅 駅長

No.	機関名・役職
27	京王電鉄株式会社 京王西管区 管区長
28	京王電鉄バス株式会社 八王子営業所 所長
29	西東京バス株式会社 営業部 部長
30	中日本高速道路株式会社 八王子保全・サービスセンター 所長
31	日本通運株式会社多摩支店 支店長
32	一般社団法人 東京都トラック協会 多摩支部 理事
33	八王子建設業協会 副会長
34	八王子市農業協同組合 代表理事副組合長
35	八王子交通安全協会 会長
36	高尾交通安全協会 会長
37	南大沢交通安全協会 会長
38	八王子市赤十字奉仕団 委員長
39	八王子女性防火協会 会長
40	八王子市男女共同参画センター登録グループ多摩らいふサポート 代表
41	一般社団法人 八王子市私立保育協会 光明第八こども園 園長
42	八王子市自主防災団体連絡協議会 会長
43	弁護士
44	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 常務理事
45	八王子副市長
46	八王子副市長
47	八王子市教育長
48	八王子市市民活動推進部男女共同参画課長

# 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準

(平成二十五年十月一日内閣府告示第二百二十九号)  
最終改正：令和七年八月一日同第一百十号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

## 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (救援の程度及び方法)

- 第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十四条までに定めるところによる。
- 二 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 三 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

## (収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 一 避難所

- イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百六十円以内とする。
- ニ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

### 二 長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができることとし、建設して供与するもの(以下「長期避難建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものであること。

#### イ 長期避難建設型応急住宅

- (1) 長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これらを適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。
- (3) 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等(以

下「高齢者等」という。)であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のを収容する施設をいう。)を長期避難建設型応急住宅として設置できること。

(5) 長期避難建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第一項本文、第三項から第五項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条及び第八条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

(7) 長期避難建設型応急住宅の供与終了に伴う長期避難建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

#### ロ 長期避難賃貸型応急住宅

(1) 長期避難賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた金額とすること。

(2) 長期避難賃貸型応急住宅は、救援の指示を受けた日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(3) 長期避難賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)に同様の期間とする。

### 三 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものであること。

#### イ 建設型応急住宅

前号イ(1)から(6)までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

#### ロ 賃貸型応急住宅

前号ロ(1)から(3)までの規定は、賃貸型応急住宅に準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

#### 一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

#### 二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	二万三百円	二万六千円	三万八千七百円	四万六千二百円	五万八千五百円	八千五百円
冬季	三万三千七百円	四万三千五百円	六万六千円	七万九千円	八万九千三百円	一万二千三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
  - イ 棺（附属品を含む。）
  - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
  - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(福祉サービスの提供)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難住民及び武力攻撃災害による被災者のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。
- 二 都道府県知事又は市町村長からの要請を受けて行うものであること。
- 三 次の範囲内において行うこと。
  - イ 武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握
  - ロ 武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応
  - ハ 武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
  - ニ 福祉避難所の設置
- 四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからハまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ニの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
  - イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円
  - ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

(学用品の給与)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力 攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり三千七百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十三条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第五号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」とい

う)の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり十四万三千九百円とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十四条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 福祉サービスの提供
- ホ 死体の捜索及び処理
- ヘ 救済用物資の整理配分

- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。――

前文〔抄〕(平成二十六年三月三十一日内閣府告示第二十号)平成二十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕(平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十五号)平成二十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕(平成二十八年三月三十一日内閣府告示第百十三号)平成二十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十四号)平成二十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕(平成三十年三月三十日内閣府告示第五十二号)平成三十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕(令和元年九月三十日内閣府告示第九十号)令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕(令和四年三月三十一日内閣府告示第三十八号)令和四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕(令和五年三月三十一日内閣府告示第三十七号)令和五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕(令和七年四月十五日内閣府告示第八十九号)令和七年四月十五日から適用する。

前文〔抄〕(令和七年八月一日内閣府告示第百十号)令和七年八月一日から適用する。

## 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)  
最終改正：令和六年十一月二十九日同第一〇二号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第二十五条第二項及び第二十六条第四項(これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

### (安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

### (安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

### (安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の資格確認書、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

### (安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当

するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

附 則 (令和六年十一月二九日総務省令第一〇二号)

この省令中「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改める規定は公布の日から、「被保険証」を「資格確認書」に改める規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年      月      日
④ 男女の別	男                  女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（      ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷                  非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する  同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（      年    月    日      時      分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年    月    日
④男女の別	男                  女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本    その他（      ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する  同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	申請者 住所（居所） 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本                      その他（                      ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本                      その他（                      ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての 基本的な考え方

### 1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

- 危険動物等の逸走対策
  - ・ 地方公共団体動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 16 条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
  - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等
  - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の適切な飼育又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
  - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

### 2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

- 危険動物等の逸走対策
  - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
  - ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
  - ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。
- 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等
  - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
  - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の飼育又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

### 3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1 及び 2 に準ずるものとする。

国民保護関連協定締結先一覧

No	協定名	協定先	協定締結日
1	国民保護に係る宿泊施設利用に関する協定	八王子ホテル旅館組合	2015/11/5
2	国民保護に係る浴場の使用に関する協定	東京都公衆浴場商業協同組合 八南支部八王子浴場組合	2008/6/1

市内の緊急一時避難施設の指定状況

令和7年(2025年)12月時点

名称	所在地
八王子市立第一小学校	元横山町2丁目14番3号
八王子市立たがの杜小中学校(第二小学校)	八木町7番1号
八王子市立第三小学校	寺町29番地15
八王子市立第四小学校	明神町2丁目15番1号
八王子市立第五小学校	千人町3丁目7番7号
八王子市立いずみの森義務教育学校	子安町2丁目18番1号
八王子市立第七小学校	台町4丁目2番1号
八王子市立第八小学校	石川町2065番地
八王子市立第九小学校	中野上町2丁目14番1号
八王子市立第十小学校	大和田町7丁目5番1号
八王子市立中野北小学校	中野山王3丁目1番1号
八王子市立清水小学校	中野山王3丁目25番1号
八王子市立大和田小学校	大和田町4丁目19番1号
八王子市立小宮小学校	小宮町1128番地3
八王子市立高倉小学校	高倉町67番地2
八王子市立宇津木台小学校	久保山町2丁目18番地
八王子市立横山第一小学校	館町74番地
八王子市立横山第二小学校	並木町26番1号
八王子市立散田小学校	散田町5丁目23番1号
八王子市立長房小学校	長房町340番地4
八王子市立船田小学校	長房町1041番地の2
八王子市立館小中学校 本校舎	館町1097番地15
八王子市立高尾山学園(小・中学部)	館町1097番地30
八王子市立山田小学校	山田町1553番地
八王子市立櫛田小学校	櫛田町571番地2
八王子市立緑ヶ丘小学校	寺田町405番地5
稲荷山行政資料保管等施設(旧稲荷山小学校)	寺田町1455番地3
八王子市立元八王子小学校	式分方町761番地
八王子市立元八王子東小学校	叶谷町1521番地
八王子市立上壱分方小学校	上壱分方町799番地2
八王子市立城山小学校	元八王子町2丁目1767番地
八王子市立式分方小学校	式分方町520番地1
八王子市立横川小学校	横川町305番地
八王子市立恩方第一小学校	下恩方町1369番地
八王子市立恩方第二小学校	上恩方町2193番地
八王子市立元木小学校	下恩方町515番地1

名称	所在地
八王子市立川口小学校	川口町3675番地
八王子市立陶鎔小学校	犬目町56番地
八王子市立上川口小学校	上川町1099番地
八王子市立美山小学校	美山町1892番地
八王子市立檜原小学校	檜原町1287番地2
八王子市立松枝小学校	檜原町601番地13
八王子市立加住小中学校 本校舎	加住町1丁目191番地
八王子市立由井第一小学校	打越町348番地1
八王子市立由井第二小学校	片倉町2180番地
八王子市立由井第三小学校	小比企町1201番地
八王子市立長沼小学校	長沼町707番地3
八王子市立片倉台小学校	片倉町1318番地
八王子市立高嶺小学校	北野台4丁目21番1号
八王子市立みなみ野小学校	みなみ野6丁目14番1号
八王子市立みなみ野君田小学校	みなみ野4丁目3番1号
八王子市立浅川小学校	初沢町1335番地
八王子市立東浅川小学校	東浅川町550番地22
八王子市立由木中央小学校	下柚木25番地
八王子市立由木東小学校	東中野1347番地
八王子市立由木西小学校	上柚木538番地1
八王子市立鹿島小学校	鹿島13番地
八王子市立松が谷小学校	松が谷12番地
八王子市立中山小学校	中山1155番地
八王子市立柏木小学校	南大沢3丁目3番地
八王子市立南大沢小学校	南大沢4丁目18番地
八王子市立宮上小学校	南大沢5丁目10番地
八王子市立秋葉台小学校	別所2丁目5番地
八王子市立別所小学校	別所2丁目44番地
八王子市立愛宕小学校	上柚木3丁目20番地
八王子市立松木小学校	松木57番地3
八王子市立下柚木小学校	下柚木3丁目9番地
八王子市立上柚木小学校	上柚木3丁目15番地
八王子市立長池小学校	別所1丁目55番地
八王子市立鑑水小学校	鑑水2丁目74番地
八王子市立七国小学校	七国5丁目27番1号
八王子市立第一中学校	石川町2957番地1
八王子市立第二中学校	中野上町4丁目28番1

名称	所在地
八王子市立たがの杜小中学校（第四中学校）	元本郷町2丁目21番1号
八王子市立第五中学校	明神町4丁目19番1号
八王子市立第六中学校	上野町97番地
八王子市立第七中学校	散田町2丁目2番1号
八王子市立ひよどり山中学校	暁町3丁目1番1号
八王子市立甲ノ原中学校	中野町2639番地2
八王子市立石川中学校	久保山町2丁目55番地
八王子市立横山中学校	散田町5丁目22番36号
八王子市立長房中学校	長房町1041番地1
八王子市立館小中学校 分校舎	館町2786番地
八王子市立梶田中学校	梶田町172番地
八王子市立元八王子中学校	大楽寺町415番地
八王子市立四谷中学校	四谷町555番地
八王子市立横川中学校	横川町364番地
八王子市立城山中学校	川町792番地2
八王子市立恩方中学校	上恩方町11番地
八王子市立川口中学校	川口町2555番地
八王子市立櫛原中学校	櫛原町1235番地
八王子市立加住小中学校 分校舎	宮下町108番地7
八王子市立由井中学校	片倉町553番地
八王子市立打越中学校	打越町349番地1
八王子市立みなみ野中学校	みなみ野6丁目14番2号
八王子市立浅川中学校	初沢町1370番地
八王子市立陵南中学校	東浅川町553番地9
八王子市立由木中学校	下柚木2丁目34番地2
八王子市立松が谷中学校	松が谷23番地
八王子市立中山中学校	中山1158番地1
八王子市立南大沢中学校	南大沢3丁目7番地
八王子市立宮上中学校	南大沢5丁目5番地
八王子市立別所中学校	別所2丁目28番地
八王子市立上柚木中学校	上柚木3丁目17番地
八王子市立松木中学校	別所1丁目34番地1
八王子市立鑓水中学校	鑓水2丁目67番地
八王子市立七国中学校	七国6丁目41番1号
東京都立富士森高等学校	長房町420番2
東京都立片倉高等学校	片倉町1643番地
東京都立八王子東高等学校	高倉町68番1

名称	所在地
東京都立八王子北高等学校	檜原町601番地
東京都立翔陽高等学校	館町1097丁目136番地
東京都立八王子拓真高等学校	台町3丁目25番1号
東京都立八王子桑志高等学校校舎棟Ⅱ	千人町4丁目8番1号
東京都立八王子桑志高等学校体育館	千人町4丁目8番1号
東京都立八王子桑志高等学校校舎棟Ⅰ	千人町4丁目8番1号
東京都立八王子桑志高等学校プール棟	千人町4丁目8番1号
都立南多摩中等教育学校	明神町4丁目20番1号
東京都立大学 南大沢キャンパス (体育館)	南大沢1丁目1番
デジタルハリウッド大学	松が谷1番地
都立八王子東特別支援学校	石川町3246番1
都立八王子特別支援学校 校舎棟	台町3丁目5番1号
都立八王子特別支援学校 実習棟	台町3丁目5番1号
都立南大沢学園	南大沢5丁目28
都立八王子西特別支援学校	東浅川町546番地1
農林水産研修所庁舎	廿里町36番1
農林水産研修所庁舎 (農林水産研修所研修生第1寮)	廿里町36番1
農林水産研修所庁舎 (農林水産研修所研修生第2寮)	廿里町36番1
農林水産研修所庁舎 (農林水産研修所研修生第3寮)	廿里町36番1
八王子市石川市民センター	石川町438番地
八王子市大和田市民センター	大和田町5丁目9番1号
八王子市長房市民センター	長房町506番地2
八王子市浅川市民センター	高尾町1652番地1
八王子市子安市民センター	子安町2丁目6番1号
八王子市由木中央市民センター	下柚木2丁目10番地6
八王子市由井市民センター	片倉町702番地1
八王子市元八王子市民センター	上壱分方町747番地1
八王子市中野市民センター	中野町2726番地7
八王子市由木東市民センター	鹿島111番地1
八王子市恩方市民センター	西寺方町260番地4
八王子市台町市民センター	台町3丁目20番1号
八王子市南大沢市民センター	南大沢2丁目27番地 フレスコ南大沢公共棟3F
八王子市川口市民センター	川口町3838番地 川口やまゆり館内
八王子市加住市民センター	加住町1丁目338番地
八王子市横山南市民センター	櫛田町137番地3
夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町2030番地
クリエイトホール	東町5番6号

名称	所在地
高尾の森わくわくビレッジ	川町55
京王線京王八王子駅（西口除く）	明神町3丁目27番地1号
八王子駅北口地下自由通路	旭町1番B1号
八王子市立富士森公園	台町2丁目2番
小宮公園（管理所）	暁町2丁目41番6号
都立松が谷高等学校	松が谷1772
松木公園管理棟	別所1丁目56番2号
大塚公園管理棟	松が谷66
八王子市中央図書館	千人町3丁目3番6号
子ども・若者育成支援センター みなみ野事務所	みなみ野6丁目1番1号
親子つどいの広場南大沢	南大沢2丁目16番
浅川子ども・若者育成支援センター	初沢町1323番
中郷子ども・若者育成支援センター	長房町891番2号
中野子ども・若者育成支援センター	中野山王3丁目6番27号
南大谷子ども・若者育成支援センター	大谷町46番1号
北野子ども・若者育成支援センター	北野町549番9号
館ヶ丘子ども・若者育成支援センター	館町1097番57号
由木子ども・若者育成支援センター	越野692番1号
松が谷子ども・若者育成支援センター	松が谷13番
元八王子子ども・若者育成支援センター	大楽寺町508番3号
川口子ども・若者育成支援センター	川口町3974番
松が谷子ども・若者育成支援センター 鹿島分館	鹿島2番
浅川事務所	高尾町1652番地1
デジタルフロントスポット長房	長房町450番地
館事務所	館町156番地
由木事務所	下柚木2丁目10番地6
由木東事務所	鹿島111番地1
元八王子事務所	大楽寺町419番地1
恩方事務所	下恩方町3395番地
川口事務所	川口町908番地1
加住事務所	加住町1丁目170番地2
北野事務所	北野町549番地5
由井事務所	片倉町119番地4
石川事務所	石川町481番地
戸吹清掃事業所 ごみ総合相談センター	戸吹町1916
戸吹清掃工場	戸吹町1916
南大沢清掃事業所	南大沢3丁目20

名称	所在地
エスフォルタアリーナ八王子（総合体育館）	狭間町1453番1
富士森体育館	台町2丁目3番7号
甲の原体育館	中野町2726番8
館クリーンセンター	館町2700
東京都立多摩産業交流センター （東京たま未来メッセ）	明神町3丁目19番2号